

神奈川県議会と関東学院大学との相互連携・協力に関する包括協定書

神奈川県議会（以下「甲」という。）と関東学院大学（以下「乙」という。）とは、次の条項により相互連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、二代表制の一翼を担い、県民の代表として多様な意見を集約し、県の意思決定を行う甲と、地域創生の知の拠点として、特色ある教育・研究と人材育成に取り組む乙とが、相互の密接な連携と協力により地域の課題に迅速かつ適切に対応するとともに、活力と魅力にあふれる地域づくりや神奈川県の将来を担う人材の育成に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- (1) 甲の政策形成及び調査・研究に関すること。
- (2) 乙の人材育成及び教育・研究に関すること。
- (3) 乙の学生を対象とした主権者教育に係る取組に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（経費の負担）

第3条 前条に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、個別事業ごとに甲乙協議の上、定めるものとする。

（連携の推進）

第4条 本協定に基づく協力・連携事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡窓口を設置し、必要な事務連絡を行うものとする。

（協定の期間）

第5条 本協定の期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲か乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、本協定を1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年4月24日

甲 神奈川県議会 議長

乙 関東学院大学 学長